

外来生物法とは

正式には「**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

外来生物法に関して  <http://www.env.go.jp/nature/intro>

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて**特定外来生物**として政府が指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。

外来生物被害予防3原則

1 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2 捨てない

飼っている外来生物を野外に捨てない

3 拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に生きたまま持ち出さない



【発行元・特定外来生物に関するお問い合わせ】

環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
TEL: 086-223-1561 FAX: 086-224-2081

【制作】

エー
有限会社 **環境研究所**

【協力】

国土交通省 国土技術政策総合研究所
環境研究部 緑化生態研究室 室長
松江 雅彦



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

2017年2月改訂

特定

外来

生物

オオキンケイギク

中国・四国版

気をつけよう！外来生物
守ろう！生物多様性

特定外来生物 オオキンケイギク

オオキンケイギクは、北アメリカ原産のキク科の多年草です。緑化や園芸などでよく利用され、日本各地に分布を拡大してきました。

土手や川原などでよく見られますが、日本に昔からいた植物よりも旺盛に繁殖し、在来種を駆逐してしまいます。

そのため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律によって、**特定外来生物**に指定されています。



オオキンケイギクとはこんな植物

5月から7月ころにかけて、**黄色く目立つ花**を咲かせます。花はほかのキク科植物と同じように、中心部に管状花、その周りに舌状花があります。形としては、コスモスの花に似ています。



夏から秋にかけて、種子を実らせします。種子は**風や流水**に乗りながら散布され、分布を拡大していきます。

5mm
種子の実際の大きさ

草丈は50cm～70cmくらいになります。下の方につく葉は鳥の羽根のように枝分かれするものや、深く切れ込むだけなど様々な形をしています。茎の同じ場所から対になって葉が生えています（対生）。



オオキンケイギクの咲く場所

土手や川原、道路の法面、空き地など開けた場所によく見られます。現在、**日本全国で分布**が確認されています。

かつて緑化のために積極的に散布された場所もありそのようなところでは、ほぼオオキンケイギクのみが繁茂し、花期には一面が黄色いお花畑のようになっていることもよくあります。

繁殖力が強く、在来の植物を覆ってしまったり駆逐してしまいます。川原に依存して生きる希少植物にとっては**非常に大きな脅威**と言えるでしょう。

オオキンケイギクに脅かされるカワラサイコ①とカワラハハコ②



どうすればいいの？

防除に当たっては丁寧に抜き取りを行い、翌年種子の発芽や根茎からの再生が見られないかを確認し、確認されたときには、それが見られなくなるまで続ける必要があります。一方、刈り取りを行う場合は、**残された根茎等から容易に再生**をしてきますので、完全に駆除するためには抜き取りと組み合わせる必要があります。また除草剤の使用に当たっては、他の植物への影響も予想されるため、慎重に行う必要があります。

抜き取ってすぐの根には再生能力があるので、そのまま移動させてはいけません。抜き取ったその場で**数日間天日にさらして乾燥**させるなど、枯死させたくえで運びましょう。

外来生物法により、栽培したり、生きたまま運んだり、野外に撒く・植えることなどが禁止されています。刈り取った茎や花は運んだりしても大丈夫ですが、**種子や根は再生・繁殖能力を持っているため、規制の対象**になります。また花は、花瓶に生けておくだけでも種子が実ることがありますので、注意が必要です。

駆除したオオキンケイギクを移動させるときは、飛散防止のため、**ビニール袋などで二重に梱包**して運ぶ必要があります。

刈り取り・抜き取りなどの駆除作業は、種子の実っている時期に行くと、逆に種子を飛散させてしまう可能性があります。**駆除するなら、花の咲く前**にしましょう。

もし庭先にオオキンケイギクが生えている場合は、ご自身で駆除をお願いします。公園や川原、土手など公共の場所に生えている場合は、その管理者と相談しながら駆除を進めていく必要があります。地域の方の参画を得ながら、地域ぐるみの駆除活動が実施できれば、非常に効果的と言えます。

